

木造住宅の耐震化にかかる 費用を支援します。

耐震診断

一戸建て住宅

長屋、共同住宅

全額補助(無料)

最大**33.6万円**補助(診断費の2/3)

申込先
(一財)宮崎県建築住宅センター
〒880-0913
宮崎市恒久1丁目7番地14
☎(0985)50-5586

申込先
宮崎市建築行政課 安全推進係

耐震診断の結果、評点1.0未満『倒壊する可能性がある』と判断されたもの

★耐震改修補助の上限額を**115万円に増額**しました！！

耐震改修

除却

建替え

最大**115万円**補助
(工事費の80%)

最大**34.4万円**補助
(工事費の23%)

最大**38万円**補助
(工事費の23%)

評点を1.0以上とするための設計・補強改修工事等の費用

住宅をすべて解体するための費用

住宅をすべて解体し、新築するための費用
※解体費含む

申込先 宮崎市建築行政課 安全推進係

申込期間

令和7年6月2日(月)～令和7年10月31日(金)

- ・ 申込受付は『先着順』とし、予算額に達し次第終了します。
- ・ 令和7年11月28日(金)までに完了実績報告書の提出ができるものに限ります。

詳しくは市ホームページへ

宮崎市 耐震化

検索

R7.4



【お問い合わせ先】

宮崎市建築行政課 安全推進係
☎0985-21-1813

補助対象条件等は裏面をご覧ください⇒

補助対象者

- ・ 補助対象住宅の所有者、管理者又は占有者
(管理者、占有者の方は所有者からの同意書が必要となります。)
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと

補助対象住宅

耐震改修

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
(昭和56年6月1日以降に増築したものを含む)
- ・ 地上2階建て以下のもの
- ・ 耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの
- ・ 木造住宅に明らかな法令違反がないこと

除却

- ・ 耐震改修の補助対象住宅に該当するもの
- ・ 現に居住されていること
- ・ 除却後に耐震性のある建物に居住すること

建替え

- ・ 耐震改修の補助対象住宅に該当するもの
- ・ 現に居住されていること
- ・ 建替え後の住宅に居住すること

〈申請の流れ〉

交付申請

交付決定通知

契約

事業期間

完了実績報告

交付確定通知

補助金交付

契約は『交付決定』後
にしてください。

申請内容に変更が生じた場合は、『完了実績報告』の前に、変更承認申請の手続きをしてください。

注意事項

- ・ 過去に当事業又は同様の趣旨の補助金の交付を受けたものは対象外です。
- ・ 既に補助の対象となる事業に着手又は完了しているものは対象外です。

その他

- ・ 耐震改修工事を行うことによって、『所得税の控除』と『固定資産税の減額』を受けられる場合があります。
- ・ 耐震診断士については、宮崎県ホームページ『宮崎県木造住宅耐震診断士の登録について』でご確認ください。